

(公 印 省 略)
伊 監 第 7 9 号
令和 6 年 11 月 8 日
(2024 年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6(2024)年度に実施した定期監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

総合政策部		秘書課、施設マネジメント課
	政策室	
	デジタル戦略室	
健康福祉部	保健医療推進室	国保年金課
都市交通部	交通政策室	都市安全企画課、交通政策課
上下水道局	経営企画室	経営企画課、給排水課
	整備保全室	水道課、下水道課、浄水課

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局について、令和6(2024)年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

総合政策部		秘書課、施設マネジメント課
	政策室	
	デジタル戦略室	
健康福祉部	保健医療推進室	国保年金課
都市交通部	交通政策室	都市安全企画課、交通政策課
上下水道局	経営企画室	経営企画課、給排水課
	整備保全室	水道課、下水道課、浄水課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	- 事業運営上不合理な点はないか。 - 職務権限及び責任体制は明確になっているか。 - 職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	- 予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。 - 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	- 調定の時期及び手続は適正か。 - 納入通知、収入消込等の徴収事務は適正に行われているか。 - 徴収事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	- 支出負担行為は法令等に違反しないか。 - 支出目的、履行を確認できる文書等が整備されているか。

	・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
⑤ 契約事務（委託、工事）について	・適正な方法により契約を行っているか。 ・随意契約理由は適正か。 ・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執行について	・支出対象及び支出金額は適正か。 ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
⑦ 規則（要綱）の整備について	・財務事務を執行する根拠として適正か。 ・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・帳簿類は遅滞なく正確に記帳され、現在高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象所管ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和6年(2024年)8月23日～令和6年(2024年)10月23日

第6 監査の結果

監査対象部局の事務の執行体制、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示す

とおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

総合政策部 秘書課、施設マネジメント課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

総合政策部 （部長 1 参事 1）

秘書課

課 長 1	グループ名	主 査	事務職員	会計年度 任用職員
	(なし)	1	1	1

施設マネジメント課

課 長 1	グループ名	主 査	事務職員
	施設マネジメントグループ	1	1

2 事務分掌

（秘書課）

- (1) 市長および副市長の秘書に関すること。

(2) 諸行事の総合調整に関すること。

(3) 市長会等に関すること。

(4) 渉外に関すること。

(5) 伊丹市公館の管理運営に関すること。

(6) 名誉市民に関すること。

(7) 褒賞及び表彰その他栄典に関すること（他課に属するものを除く。）。

(8) 国際姉妹都市・友好都市に関すること。

（施設マネジメント課）

- (1) 公共施設の最適化に関する企画および総合調整に関すること。

(2) 公共施設等総合管理計画に関すること。

(3) 公共施設の再配置に関すること。

(4) 公共施設白書に関すること。

(5) 公会計制度に関すること（固定資産台帳に関することに限る。）。

II 指摘事項

該当なし

総合政策部 政策室

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

総合政策部 政策室（部長1、室長1）

政策室

主 幹	3	グループ名	主査	事務職員
		政策グループ	1	2

2 事務分掌

（政策室）

- (1) 部の企画および調整に関すること。

(2) 総合計画に関すること。

(3) 行政施策の総合調整に関すること。

(4) 重要な行政施策の進行管理に関すること。

(5) 予算案の査定（政策的および投資的経費に限る。）に関すること。

(6) 広域行政に関すること。

(7) 自衛隊基地周辺整備に関すること。

(8) 県民局との調整に関すること。

(9) 国・県に対する行政施策の要望に関すること。

(10) 外郭団体の諸施策の総合調整に関すること。

(11) 総体的な市民意識調査に関すること。

(12) 市議会答弁の調整に関すること。

(13) 市議会各会派等との政策についての懇談会に関すること。

(14) その他市議会に関すること（法制課が所管する事項を除く。）。

(15) 県議会議員との市政についての懇談会に関すること。

(16) 市長会および副市長会に関すること（秘書課が所管する事項を除く。）。

(17) 伊丹市総合計画審議会に関すること。

(18) 総合教育会議に関すること。

(19) 庁議に関すること。

(20) 政策会議に関すること。

(21) 部長会に関すること。

(22) 行政評価に関すること。

(23) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

(24) 部内の庶務に関すること。

II 指摘事項

該当なし

総合政策部 デジタル戦略室

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

総合政策部 デジタル戦略室（市長付参事1、室長1）

デジタル戦略室

	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
主 幹 3(1)	デジタル戦略グループ	2	7	2

※（ ）内は、兼務又は併任の職員数を内数で表記

2 事務分掌

（デジタル戦略室）

- (1) デジタル活用施策の総合的な企画、調整および推進に関すること。

(2) 行政情報のデジタル化およびデジタルデータの利活用に関すること。

(3) 行政情報システムに係る助言および調整に関すること。

(4) 電子計算機および情報通信ネットワークの管理および運用に関すること。

(5) 情報セキュリティ対策の総括に関すること。

(6) 個人番号活用施策の総合的な企画、調整および推進に関すること。

II 指摘事項

該当なし

健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和 6 年(2024 年) 8 月 1 日現在）

健康福祉部 保健医療推進室（部長 1、室長 1）

国保年金課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	給付グループ	2	3	3
	課税・資格・収納グループ	3	4	4
	徴収グループ	4	2	4
	年金グループ	1	1	3
	庶務グループ	1	1	1

2 事務分掌

（国保年金課）

- (1) 保険税の調査、賦課および調定に関すること。
- (2) 保険税の徴収（有価証券の受託に関するを含む。）に関すること。
- (3) 保険税の減免に関すること。
- (4) 保険税の収入整理及び収入報告に関すること。
- (5) 保険税の過誤納金の還付および充当に関すること。
- (6) 保険税の納税証明に関すること。
- (7) 保険税の滞納整理に関すること。
- (8) 保険税の徴収猶予および換価の猶予に関すること。
- (9) 保険税の徴収の執行停止および不納欠損処分に関すること。
- (10) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他被保険者に関すること。
- (11) 国民健康保険被保険者証の発行に関すること。
- (12) 国民健康保険被保険者資格証明書の発行に関すること。
- (13) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 203 条に規定する事務に関すること。
- (14) 伊丹市国民健康保険運営協議会に関すること。
- (15) 介護保険事業に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (16) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による医療の支給に関すること。
- (17) 保健事業に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (18) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に関すること。
- (19) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）に関すること。
- (20) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に関すること。
- (21) 室内の庶務に関すること。

Ⅱ 指摘事項

該当なし

都市交通部 交通政策室 都市安全企画課、交通政策課

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

都市交通部 交通政策室（部長1、参事1、室長1、主幹2）

都市安全企画課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	交通安全・防犯グループ	3	3	3
	安全・安心見守りネットワークグループ	1	1	1

交通政策課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	交通政策グループ	2	2	1

2 事務分掌

（都市安全企画課）

- (1) 部の企画および調整に関する事。
- (2) 交通安全対策の立案および推進に関する事（交通政策課が所管する事項を除く。）。
- (3) 交通安全に関する関係部局、関係行政機関等との連絡調整に関する事。
- (4) 交通安全啓発に関する事。
- (5) 放置自転車対策の実施に関する事（他の課が所管する事項を除く。）。
- (6) 安全・安心見守りネットワーク事業に係る企画および総合調整に関する事。
- (7) 都市安全対策の立案および推進に関する事（他の部局が所管する事項を除く。）。
- (8) 安全都市宣言に関する事。
- (9) 都市安全に関する関係部局、関係行政機関等との連絡調整に関する事。
- (10) 市民生活の安全の推進に関する事。
- (11) 防犯意識の啓発と高揚に関する事。
- (12) 安全安心まちづくり基金に関する事。
- (13) 部および室内の庶務に関する事。

（交通政策課）

- (1) 総合交通体系に係る企画および総合調整に関する事。
- (2) 自転車の活用に係る企画および総合調整に関する事。
- (3) 交通施策の調査研究および推進に関する事（他の課が所管する事項を除く。）。
- (4) 交通施策に関する関係部局、関係行政機関等との連絡調整に関する事（他の課が所管する事項を除く。）。

- (5) 市立自転車駐車場に關すること。
- (6) 中心市街地駐車場に關すること。
- (7) 駐車施設および自転車等駐車場の附置に關すること（他の課が所管する事項を除く。）。

Ⅱ 指摘事項

該当なし

上下水道局 経営企画室 経営企画課、給排水課

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

上下水道局 経営企画室（管理者1、参事1、室長1）

経営企画課

課 長 1(1)	グループ名	主査	事務職員	技術職員	会計年度 任用職員
	総務企画グループ	3	2	1(1)	1(1)
	経営管理グループ	3	2	0	1

※()内は、兼務又は併任の職員数を内数で表記

給排水課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	技術職員	会計年度 任用職員
	営業グループ	1	2	0	1
	技術グループ	1	2	2	1

2 事務分掌

（経営企画課）

- (1) 水道事業、工業用水道事業および下水道事業の基本計画の策定および総合調整に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 条例、管理規程等の制定、改廃運用および解釈に関すること。
- (4) 広報および広聴に関すること。
- (5) 組織に関すること。
- (6) 職員の人事、給与、労務、研修、旅費および福利厚生に関すること。
- (7) 職員の労働組合に関すること。
- (8) 職員の安全衛生および公務災害補償に関すること。
- (9) 事務改善に関すること。
- (10) 公印の管理および押印手続に関すること。
- (11) 文書の收受、発送および管理に関すること。
- (12) 事業統計に関すること。
- (13) 日本水道協会、日本工業用水協会および日本下水道協会等に関すること。
- (14) 兵庫県水道用水供給事業に関すること。
- (15) 水資源開発および水利権に関すること。
- (16) 経営計画および資金計画に関すること。
- (17) 経理および業務状況の報告に関すること。
- (18) 予算の編成、執行、統計および決算に関すること。
- (19) 企業債および借入金に関すること。
- (20) 収入および支出に係る関係書類の審査および保管に関すること。
- (21) 経営分析および料金制度に関すること。

- (22) 工事、製造および修繕の請負契約（他の所属での随意契約による場合を除く。）に関する事。
- (23) 委託業務（特に専門知識を要する契約事項を除く。）および役務の提供の契約（他の所属での随意契約による場合を除く。）に関する事。
- (24) 物品の購入および貸借の契約（他の所属での随意契約による場合を除く。）に関する事。
- (25) 不用物品の売却（他の所属での随意契約による場合を除く。）に関する事。
- (26) 入札参加者の資格に関する事。
- (27) 上下水道局入札参加者等審査委員会に関する事。
- (28) 分水の契約に関する事。
- (29) 財産の取得、処分および管理に関する事。
- (30) 庁舎の維持管理に関する事。
- (31) 出納取扱金融機関に関する事。
- (32) 固定資産の評価に関する事。
- (33) 担保金および基金の管理に関する事。
- (34) 現金および有価証券の運用および出納保管に関する事。
- (35) 全国市有物件災害共済会に関する事。
- (36) 工業用水道（以下「工水」という。）の給水契約に関する事。
- (37) 共同施設等の事務委託および改良に係る連絡調整に関する事。
- (38) 工事の実施設計書および変更設計書の審査に関する事。
- (39) 工事の出来高検査および竣工検査に関する事。
- (40) 工事の随時検査に関する事。
- (41) その他の工事の検査に関する事。
- (42) 工事検査に係る関係部局との連絡調整に関する事。
- (43) 水洗便所等改造に係る助成および資金の貸付に関する事。
- (44) 車両管理の総括に関する事。
- (45) 財務会計に係る電子計算機処理システムの運用管理および調整に関する事。
- (46) 局の危機管理に関する事。
- (47) 他課の所管に属さない事務に関する事。
- (48) 局および室内の庶務に関する事。

（給排水課）

- (1) 使用水量の計量および認定に関する事。
- (2) 給水装置の使用開始および使用中止ならびに水道料金、工業用水道料金、下水道使用料（以下「水道料金等」という。）等の精算に関する事。
- (3) 水道メーターの購入計画、取付け、取替えおよび維持管理に関する事。
- (4) 計量台帳等の作成、整備および保管に関する事。
- (5) 水道料金等その他の諸収入金の調定、収入の確認および整理に関する事（他の課が所管する事項を除く。）。
- (6) 水道料金等その他の諸収入金の徴収に関する事。
- (7) 水道料金等の口座振替等に関する事。
- (8) 水道料金等その他の諸収入金の還付手続に関する事。

- (9) 水道料金等その他の諸収入金の滞納整理に関すること。
- (10) 停水処分に关すること。
- (11) 水道使用状況の調査および料金計算の資料作成に关すること。
- (12) 工水に係る量水器の維持管理に关すること。
- (13) 収納取扱金融機関に关すること。
- (14) 計量事務および収納事務等の委託に关すること。
- (15) 水道料金等の電子計算機処理システムの運用および調整に关すること。
- (16) 応急給水に关すること。
- (17) 開発行為に係る指導に关すること。
- (18) 給水装置および排水設備の統計に关すること。
- (19) 給水装置に係る調整に关すること。
- (20) 給水装置工事の受付，設計審査および工事検収に关すること。
- (21) 給水装置工事費，口径別納付金，設計審査手数料および工事検査手数料の調定，収入の確認および整理に关すること。
- (22) 給水装置反則工事の取締りおよび処分に关すること。
- (23) 給水装置の構造および材質基準に关すること。
- (24) 指定給水装置工事事業者の指定に关すること。
- (25) 指定給水装置工事事業者の指導監督に关すること。
- (26) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検査に关すること。
- (27) 給水装置工事台帳の作成，整備および保管に关すること。
- (28) 簡易専用水道設置者の指導に关すること。
- (29) 分水に关すること（他の課が所管する事項を除く。）。
- (30) 排水設備の設置に关すること。
- (31) 排水設備指定工事店および排水設備責任技術者に关すること。
- (32) 上下水道情報管理システムの維持管理に关すること。
- (33) 課に属する車両の維持管理に关すること。

Ⅱ 指摘事項

該当なし

上下水道局 整備保全室 水道課、下水道課、浄水課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和6年(2024年)8月1日現在）

上下水道局 整備保全室（管理者1、参事1、室長1、主幹1）

水道課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	技術職員
	工事グループ	2	0	5
	計画グループ	1(1)	0	2
	維持・補修グループ	2	2	1

※()内は、兼務又は併任の職員数を内数で表記

下水道課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	技術職員	会計年度 任用職員
	工務グループ	2	0	7	1
	施設管理グループ	2	0	2	0

浄水課

課 長 1	グループ名	主査	事務職員	技術職員	会計年度 任用職員
	浄水グループ	3(1)	1	3	1
	水質グループ	1	0	4	0

※()内は、兼務又は併任の職員数を内数で表記

2 事務分掌

（水道課）

- (1) 水道施設の拡張，改良に係る調査および計画の策定に関すること。
- (2) 水道施設の拡張，改良工事の設計，施工，監督および工事検収に関すること。
- (3) 水道事業の認可申請に関すること。
- (4) 水道事業の拡張，改良事業に係る諸申請に関すること。
- (5) 工事の積算基準に関すること。
- (6) 開発行為に係る受託工事に関すること。
- (7) 兵庫県水道用水供給に係る受水区域に関すること。
- (8) 災害復旧工事に関すること。
- (9) 水道施設の設計図書の保管に関すること。
- (10) 導・配水管改良工事の調査，設計，施工，監督および工事検収に関すること。
- (11) 仕切弁および消火栓の設置に関すること。
- (12) 工事負担金の調定に関すること。
- (13) 導・配水管の維持管理に関すること。
- (14) 道路等の占用および地下埋設協議に関すること。

- (15)応急給水に関すること。
- (16)工事等による断水の告知に関すること。
- (17)導・配水管および工業用水管等の台帳の整備に関すること。
- (18)導・配水管および工業用水管等の統計に関すること。
- (19)工水施設の新設，改良に係る計画の策定，工事の設計，施工，監督および工事検収に関すること。
- (20)工水の届出に関すること（給水契約に係るものを除く。）。
- (21)工水施設の維持管理に関すること。
- (22)配水管，消火栓，仕切弁および給水装置の修繕に関すること。
- (23)補修工事の受付および修繕料の調定に関すること。
- (24)配水管等の弁償工事に係る請求額の調定に関すること。
- (25)補修業務の委託に関すること。
- (26)補修工事に係る諸申請に関すること。
- (27)漏水の調査および防止に関すること。
- (28)出水不良および濁り水の対策に関すること。
- (29)飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理に関すること。
- (30)修繕台帳の作成，整備および保管に関すること。
- (31)課に属する車両の維持管理に関すること。
- (32)室内の庶務に関すること。

（下水道課）

- (1) 下水道計画および事業認可に関すること。
- (2) 流域下水道計画の調整に関すること。
- (3) 下水道の新設，改良工事，実施設計，測量，施工管理および検査に関すること。
- (4) 工事の施工に伴う被害補償に関すること。
- (5) 工事の支障工作物の移転およびこれに伴う補償に関すること。
- (6) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく事務（下水道事業に係るものに限る。）の手續に関すること。
- (7) 工事の積算基準に関すること。
- (8) 開発行為に係る指導に関すること。
- (9) 災害復旧工事に関すること。
- (10) 下水道の維持管理に関すること。
- (11) 下水道および用排水路台帳の整備に関すること。
- (12) 下水道用地の占用または使用の協議に関すること。
- (13) 汚水管渠(きょ)，雨水ポンプ場および雨水貯留施設の清掃に関すること。
- (14) 下水道（汚水管渠(きょ)）の不明水対策に関すること。
- (15) 下水道の改良および調査研究に関すること。
- (16) 下水道（汚水管渠(きょ)）の水質管理に関すること。
- (17) 特定施設および除外施設の設置の指導監督に関すること。
- (18) 下水道の普及および啓発に関すること。
- (19) 下水道の統計に関すること。
- (20) 下水道の供用開始に関すること。

- (21)受益者負担金に関すること。
- (22)用排水路等（かんがい用施設を含む。）の新設・改良および維持補修に関すること。
- (23)用排水路の占用に係る技術指導に関すること。
- (24)工事および維持補修に係る水利組合等との連絡調整に関すること。
- (25)課に属する車両の維持管理に関すること。

（浄水課）

- (1) 水源地，貯水池，浄水場および加圧ポンプ場に係る施設の維持管理および安全対策に関すること。
- (2) 電気，機械および計装設備の新設および更新工事に关すること。
- (3) 水道施設および加圧ポンプ場の拡張，改良に係る調査および計画の策定に関すること。
- (4) 水道施設および加圧ポンプ場の拡張，改良工事の設計，施工，監督および工事検収に関すること。
- (5) 水道事業および加圧ポンプ場の拡張，改良事業に係る諸申請に関すること。
- (6) 工事の積算基準に関すること。
- (7) 水道施設および加圧ポンプ場の設計図書の保管に関すること。
- (8) 水道施設および加圧ポンプ場の施設台帳の整備に関すること。
- (9) 沈殿土処理に関すること。
- (10)課内職員の健康診断に関すること。
- (11)取水，貯水，浄水および配水等の計画ならびに総合調整に関すること。
- (12)中央監視制御システムの運用および管理に関すること。
- (13)配水ポンプ等の操作および点検に関すること。
- (14)取水量，貯水量，配水量，使用電力量，使用薬品量の統計および日報に関すること。
- (15)薬品管理に関すること。
- (16)水質の調査および研究に関すること。
- (17)水質検査に関すること。
- (18)水質の統計および日報に関すること。
- (19)水源の水質汚濁の調査に関すること。
- (20)水質協議会等に関すること。
- (21)浄水場見学に関すること。
- (22)課に属する車両の維持管理に関すること。

Ⅱ 指摘事項

該当なし